

# 令和3年度事業計画書

## I 基本方針

宝くじの売上減少、収益金等配分割合の引き下げによる配分金の減少、低利率による運用収入の減少等により、協会の財政が厳しい中、中・長期的な財政見通しのもと、事業、運営の効率化を図るとともに、貸付事業や交付金交付事業をはじめ定款に定められた各種事業を効果的に実施し、市町村への財政支援を図る。

## II 事業計画

### 1 市町村等に対する資金貸付事業（定款第4条第1項第1号）

市町村及び一部事務組合に対し、災害対策事業及び施設等整備事業の資金として、貸付を行う。

◎予算額 4,000,000千円（R2 4,000,000千円）

◎貸付対象事業

(1) 災害時における市町村等の緊急融資事業及び災害防止対策事業

(2) 市町村等における緊急に整備を要する施設等整備事業

(なお、貸付要望額が予算を超過した場合は、災害時の緊急融資事業や消防防災事業を中心に、当該団体への貸付残高等を勘案して貸付を行うこととする。)

◎償還期限及び貸付利率

償還期限を5年、10年、12年及び15年の4種類とし、貸付利率は貸付月における財政融資資金等の貸付利率を基準に理事長が定める。

ただし、財政融資資金の貸付金利が次の表の貸付期間別に定める貸付利率未満の場合には、当該貸付利率とする。

償還期限	据置期間	利率
5年	1年	0.10%
10年	2年	0.10%
12年	2年	0.11%
15年	3年	0.14%

### 2 市町村振興宝くじ交付金の市町村への交付事業（定款第4条第1項第2号）

(1) 新市町村振興宝くじ（ハロウィンジャンボ宝くじ）市町村交付金

千葉県から交付されるハロウィンジャンボ宝くじの収益金を、市町村交付金として市町村に対して交付する。

なお、本交付金は、地方財政法第32条に規定する公共事業その他公益の増進を目的とする事業で、地方行政の運営上緊急に推進する必要があるものとして総務省令で定める事業の財源とする。

◎予算額 489,026千円 (R2 516,026千円)

◎配分基準

- ・千葉県から交付される金額の2分の1を市町村に均等配分する。
- ・千葉県から交付される金額の2分の1を各市町村の人口に応じて配分する。

## (2) 市町村振興宝くじ(サマージャンボ宝くじ)市町村交付金

千葉県から交付されるサマージャンボ宝くじの収益金を積み立ててきた基金の一部を取り崩し、市町村交付金として市町村に対して交付する。

なお、本交付金は、地方財政法第32条に規定する公共事業その他公益の増進を目的とする事業で、地方行政の運営上緊急に推進する必要があるものとして総務省令で定める事業の財源とする。

◎予算額 600,000千円 (R2 600,000千円)

◎配分基準

- ・交付金総額の2分の1を市町村に均等配分する。
- ・交付金総額の2分の1を各市町村の人口に応じて配分する。

## 3 市町村職員研修事業への助成事業(定款第4条第1項第3号)

### (1) 市町村職員研修派遣助成事業

市町村職員中央研修所等が実施する市町村職員を対象とした研修に職員を派遣する市町村等に対して、研修経費を助成する。

◎予算額 5,200千円 (R2 5,200千円)

### (2) 千葉県市町村総合事務組合「自治研修センター」研修助成事業

県内市町村職員のための広域研修機関である「自治研修センター」では、市町村職員の能力向上を図ることを目的とした各種研修事業を実施している。

県内市町村の厳しい財政状況等を勘案し、市町村が負担すべき同研修センターの運営に要する経費相当額を市町村に代わり助成する。

◎予算額 73,000千円 (R2 71,000千円)

## 4 市町村振興事業への助成事業(定款第4条第1項第4号)

### (1) 消防救急無線共同整備事業助成事業

県内市町村が共同で実施する「消防救急無線共同整備事業」について、消防救急無線設備整備の管理及び運営に要する経費を助成する。

◎予算額 10,000千円 (R2 10,000千円)

(2) 千葉県自治会館管理運営助成事業

市町村の振興と発展に寄与する拠点施設である千葉県自治会館の継続的な維持・管理運営が図られるよう、管理運営費等を助成する。

◎予算額 28,210千円 (R2 29,856千円)

(3) 広域消防航空特別応援経費助成事業

千葉県広域消防相互応援協定に基づく航空特別応援について、千葉市の消防ヘリコプターによる応援を受けた市町村等が負担する経費を助成する。

なお、新型コロナウイルス感染症に係る専用医療器具を使用した際の経費について助成対象とする。

◎予算額 900千円 (R2 900千円)

(4) 一般財団法人地域活性化センター会費負担事業

まちづくり等の諸活動を支援し、地域振興に寄与することを目的として、地方公共団体等が会員となって組織された一般財団法人地域活性化センターに対し、市町村が負担すべき同活性化センターに係る年会費相当額を市町村に代わり負担する。

◎予算額 6,230千円 (R2 6,230千円)

(5) 市町村関係団体地域振興事業助成事業

市長会、町村会、市議会議長会、町村議会議長会が実施する研修事業及び市町村の振興並びに行財政の健全化、行政運営の合理化を図ることを目的に実施する事業に助成する。

◎予算額 12,300千円 (R2 12,300千円)

5 市町村職員研修事業（定款第4条第1項第5号）

令和2年度に行った当該研修事業検討会の結果、当分の間休止する。

6 市町村振興宝くじに係る広報宣伝事業（定款第4条第1項第6号）

当協会の事業実施の原資となる市町村振興宝くじ（サマージャンボ宝くじ）及び新市町村振興宝くじ（ハロウィンジャンボ宝くじ）の発売計画額の達成と

県内販売額の増加に向け、引き続きウェブコンテンツを活用し広報宣伝事業を実施する。

また、市町村広報誌への宝くじのインターネット販売 PR 掲載経費等を補助する。

◎予算額 5,000千円 (R2 5,000千円)

## 7 市町村広報支援事業（定款第4条第1項第7号）

市町村の広報活動を支援するため、各種広報媒体を活用し事業を実施する。

今年度は、当該事業の充実を図るために、活用しやすさの追求や内容のリニューアル等を行い、その結果を確認しながら、令和4年度以降の当該事業について千葉テレビ等と必要性及び継続性について検討することとする。

### (1) 市町村情報システム

チバテレビのデータ放送を活用し、県内市町村のお知らせやトピックス、地域のイベント・観光等に関する情報などを提供する「市町村情報システム」の運用に係る経費を負担する。

今年度は活用促進のため、当該システムのコンテンツの見直し等を行い、併せて各市町村担当者及び視聴者に向けに周知を行う。

◎予算額 11,490千円 (R2 13,612千円)

### (2) 市町村広報番組

従前の「おじゃまします市町村街かどクイズ」を大幅にリニューアルし、実際に市町村に訪れてもらうことを目的とした市町村広報番組「市町村日帰り旅気分（仮称）」を制作し放映する。

◎予算額 43,985千円 (R2 44,561千円)

## 8 市町村等の振興に関する調査研究及び資料収集並びに情報提供事業（定款第4条第1項第8号）

### (1) 市町村情報誌「振興ちば」の発行

市町村の発展に寄与するため、県内市町村職員に向けた情報誌を発行する。

なお、現在はインターネット等から新しい情報が素早く容易に得られることから、当該情報誌は補助的な役割を果たすものと位置づけ、発行時期及び回数を年2回から年1回とする。

◎予算額 1,394千円 (R2 2,554千円)

## 9 その他（定款第4条第1項第9号）

### （1）関東各都縣市町村振興協会事務担当者会議

関東各協会が抱えている実務的な問題点や疑問等について意見交換を行う  
（本年度は、当協会が当該会議の当番県）。

### （2）その他当協会の目的を達成するために必要な事業を実施する。

## Ⅲ 業務運営の充実強化

千葉県、千葉県市長会、千葉県町村会等の各関係団体との連絡調整を行うとともに、一般財団法人全国市町村振興協会及び各都道府県市町村振興協会と協力し、業務運営の適正化と効率化を図る。